

規制に係る事前評価書

法令の名称	特定家庭用機器再商品化法施行令
政策の名称	対象品目の追加(液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機)
担当部局・評価者	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長 上田康治 電話番号:03-5501-3153 E-mail:hairi-recycle@env.go.jp 経済産業省商務情報政策局情報通信機器課環境リサイクル室長 河本健一 電話番号:03-3501-6944 E-mail:kaden-recycle@meti.go.jp
評価実施時期	平成20年10月22日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	対象品目に、液晶テレビ・プラズマテレビと衣類乾燥機を追加することによって、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用をより一層推進する。
内容	現行の家電リサイクル法では、再商品化等を行うことが義務づけられている対象品目として、エアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目が指定されている。今般、家電製品を取り巻く環境の変化を踏まえ、対象品目として新たに、液晶テレビ・プラズマテレビと衣類乾燥機を追加する方向にて改正を行う。
関連条項	第1条
必要性	<p>家電リサイクル法では、同法の仕組みによりリサイクルを進めることが適当な品目として指定する際の要件として、「市町村等による再商品化等が困難」、「再商品化等をする必要性が特に高く、経済性の制約が著しくない」、「設計、部品等の選択が再商品化等に重要な影響を及ぼす」、「小売業者による円滑な収集を確保できる」の4点を定めている(第2条第4項)。</p> <p>現行の4品目は、同法の施行当初に指定されたものであるが(ただし冷凍庫は平成16年度から追加)、これは、当時、産業構造審議会や生活環境審議会において、4品目が家電製品の排出量の大半を占めること、4品目について市町村と事業者との間の協力体制が構築されつつあること等から、制度の立上げに当たってこの4品目から開始することが現実的であるとの議論がなされたことを踏まえ、要件適合性を確認した上で対象品目として指定されたものである。</p> <p>液晶テレビ・プラズマテレビについては、同法の制定当時にも一部の小型液晶テレビが販売されていたことを除けば、特に近年になって急速に社会に普及した新しい製品であり、現時点において、大型で重量のあるものが多いこと、今後普及台数の増加に伴って相当量の金属等の回収が見込まれること、製品構成が複雑で設計・部品の選択が再商品化に影響を及ぼすこと、小売業者による配送率も高いこと等から、上記の対象要件を満たすものと認められる。</p> <p>また、衣類乾燥機については、同法の施行以降、特に近年になって乾燥機能を付加した種類の電気洗濯機の製造・普及が進んでいる中、類似の商品として電気洗濯機と一体として取り扱われてきており、製品の特性としても大型で比較的重量があり、自治体において処理が困難なこと、素材構成において金属の割合が約70%と高いこと、製品構成が複雑で設計・部品の選択が再商品化に影響を及ぼすこと、小売業者による配送率も高いこと等から、上記の対象要件を満たすものと認められる。</p> <p>以上を踏まえると、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を一層推進する観点から、液晶テレビ・プラズマテレビ及び衣類乾燥機を対象品目に追加する必要がある。</p>
費用	

<p>遵守費用</p>	<p>製造業者等の負担 これまで、液晶テレビ・プラズマテレビ又は衣類乾燥機を処分する場合には、地方自治体等が、粗大ごみとして埋立てを含めた処理費用を負担していたが、本改正によって、製造業者等が引き取った排出家電の再商品化等を実施することになるため、それに必要な費用を新たに負担することとなる。 製造業者が新たに負担する費用の具体的な内容としては、追加品目に係る排出家電の指定引取場所での引取費用、引取場所からリサイクルプラントへの輸送費、液晶テレビ・プラズマテレビの構造・特性に応じて分解・部品選別等を行うための既存品目とは別個の処理ラインの新設などの設備投資 や当該ラインに配置する作業員の人件費、システム運営費用、最終的にリサイクルを出来なかった残余物の埋立処分費用が発生する。</p> <p>小売業者の負担 対象品目が追加されることから、それら新品目について排出者からの引取り・製造業者等への引渡しを行う際、回収・管理・保管や、指定引取場所への輸送の面で追加の負担が発生するが、追加品目については配送率も高いことから、新たに取り扱うこととなる台数が既存品目の引取り・引渡しのための保管場所や輸送車両の活用が可能な範囲であれば、追加負担は限定的であると考えられる。(なお、地域や店舗の規模によって引取り・引渡しを行う台数等の条件が大きく異なることから、個別に定量化は困難である。)</p> <p>中古品を取り扱う事業者、資源回収業者、最終処分事業者の負担 追加する品目については、小売業者による引取り及び製造業者等への引渡しが義務付けられることから、それらに係る取扱量が減少し、販売等収入の減少が予想される。</p> <p>国民(消費者)・社会の負担 今後、消費者が、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機を処分する際には、製造業者及び小売業者等に対してそれぞれ実費程度の再商品化等料金・収集運搬料金を支払うことになるが、現状においても、それらを処分する際には、市町村における粗大ゴミ等の処理料金等を支払っているため、消費者の負担増は当該料金の差額の範囲に限られる。</p> <p>市町村の負担 液晶テレビ・プラズマテレビ及び衣類乾燥機について、これまで粗大ゴミとして市町村で処理していたが、対象品目の追加により、製造業者等が引き取った排出家電の再商品化等を実施することになるため、それらの処理に要していた費用(収集運搬や埋立てを含めた処理に必要となる費用)が減少する。</p>
<p>行政費用</p>	<p>品目追加に伴って新たに製造業者等となる場合や設備の新設・指定引取場所の増設等を行う場合の認定(家電リサイクル法第23条、第24条)や追加品目の取扱いの状況についての立入検査等の執行のための費用の増加が考えられるが、これらは現行の業務の一環として十分に対応が可能と考えられるため、費用としては計上しない。</p>
<p>その他の費用</p>	<p>特になし</p>
<p>便 益</p>	<p>社会全体としては、現行よりも効率性を落とすことなく、更に廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用が実現されると考えられる。また製造業者等としては、対象品目の追加に伴い、再商品化等により得られる資源回収量が増加するため、それらの売却益の増加や自社での再利用が可能となる便益が発生する。</p>

<p>想定される代替案</p>	
<p>費 用</p>	<p>実際に審議会の議論の過程で追加品目の候補として検討されていた電子レンジ及びマッサージチェアについても、対象品目に追加する。</p>

代替案	遵守費用	<p>製造業者等の負担 既存品目と構造上の類似性がなく既存の処理ラインを利用した処理を想定できないため、改正案に加えてさらに両品目の処理ラインを新設する等の費用が発生する。特にマッサージチェアについては、あまり金属の回収量が見込めないことから、ライン新設等のコスト負担に見合う効率的なリサイクルが困難であり、回収・リサイクル体制構築のコストも割高になると予想される。</p> <p>小売業者の負担 改正案で発生する費用(回収・管理・保管や指定引取場所への輸送)と同じ内容の費用について、電子レンジ及びマッサージチェアの分について追加的な負担が発生する。改正案の内容では、追加品目の配送率を踏まえた場合、既存品目の引取り・引渡しのための保管場所や輸送車両の活用が可能な範囲であれば影響は限定的であると推定しているが、代替案の場合、特に電子レンジについて、現状では小売業者による配送率が相対的に低い ため、小売業者にとっては追加的な負担が非常に大きくなると予想される。</p> <p>中古品を取り扱う事業者、資源回収業者、最終処分手業者の負担 改正案で挙げた費用の項目について、改正案で要する費用に加え、さらなる対象品目(電子レンジ及びマッサージチェア)についても、小売業者による引取り及び製造業者等への引渡しが義務付けられることから、その分取扱量が減少し、販売収入等の減少が想定される。</p> <p>国民(消費者)・社会の負担 改正案で要する費用に加え、さらなる対象品目(電子レンジ及びマッサージチェア)についても再商品化等料金・収集運搬料金の新たな負担が必要となり、改正案に比べ費用増となる。(ただし、改正案の場合と同様、現状においても、市町村における粗大ゴミ等の処理料金等を支払っているため、消費者の負担増は当該料金の差額の範囲に限られる。)</p> <p>市町村の負担 改正案で追加する品目に加え、これまで粗大ゴミとして市町村で処理していた電子レンジ及びマッサージチェアについても、製造業者等が引き取ったものの再商品化等を実施することになるため、改正案に比べ、それらの処理に要していた費用(収集運搬や埋立てを含めた処理に必要となる費用)が減少する。</p>
	行政費用	改正案で挙げた費用の項目について、改正案で要する費用に加え、さらなる対象品目(電子レンジ及びマッサージチェア)の追加に伴う費用が必要となり、改正案に比べ費用増となる。
	その他の費用	特になし
	便 益	改正案と比較して、社会全体としての資源回収量や埋立て・焼却に係る環境面への影響に関する便益は一定大きくなると見込まれる。ただし、電子レンジ及びマッサージチェアについては、家電リサイクル法の仕組みに基づきリサイクルを実施することが適当な品目を指定する要件である経済性や小売業者による回収の円滑性等について現時点で満たしているとは認められないため、対象品目として追加した場合、改正案と比較して便益確保の効率性が劣り、総合的な便益としては改正案よりも劣るものと考えられる。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
改正案は、現在対象とされていない家庭用の機器の中から、改めて、家電リサイクル法の仕組みに基づきリサイクルを実施することが適当な品目を指定する上で必要となる経済性や小売業者による回収の円滑性等の要件を満たす品目について追加するものであり、社会全体としては、現行よりも更に資源の有効利用が実現すると考えられる。品目追加にあたっては、製造業者等や小売業者、中古品業者等への影響も予想されるが、現行における回収の実施体制の活用が可能な点等を踏まえれば、得られる便益との関係ではその影響は限定的である。

一方、代替案においては、改正案よりも、対象品目が多く、より高い水準での再商品化を求めることとなることから、廃棄物の減量や資源の再利用の点からは改正案より優れるといえるが、追加される電子レンジ及びマッサーチェアに関しては、消費者からの回収が困難、あまり金属の回収が見込めない等の点から、再商品化等の実施に当たって非効率な面があることから、総合的にみれば、不経済になるおそれがある。以上のことから、社会全体としての便益、効率性など経済性等の面などを総合的に考慮すれば、改正案を選択することが妥当であると評価する。

有識者の見解その他の関連事項

平成18年6月から平成19年12月にわたり、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 合同会合(以下、合同会合という。)を16回開催し、家電リサイクル制度の評価・見直しについての検討を行った。また、合同会合報告書における指摘を踏まえ、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度における品目追加等検討会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器の再商品化・適正処理に関する専門委員会にて、検討を行った。

レビューを行う時期又は条件

改正案の施行後5年(平成26年度)を目途に、制度の施行状況について見直しを行う予定。

備 考

規制に係る事前評価書（要旨）

【特定家庭用機器再商品化法施行令】

規制の内容	対象品目の追加（液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機）	
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 電話番号：03-5501-3153 E-mail：hairi-recycle@env.go.jp	
評価実施時期	平成20年10月22日	
規制の目的、内容及び必要性等	対象品目の追加（液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機）	
	関連条項	第1条
想定される代替案	現行の家電リサイクル法では、再商品化等を行うことが義務づけられている対象品目として、エアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目が指定されている。今般、家電製品を取り巻く環境の変化を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用をより一層推進するため、対象品目として新たに、液晶テレビ・プラズマテレビと衣類乾燥機を追加する方向にて改正を行う。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>製造業者等の負担</p> <p>これまで、液晶テレビ・プラズマテレビ又は衣類乾燥機を処分する場合には、地方自治体等が、粗大ごみとして埋立てを含めた処理費用を負担していたが、本改正によって、製造業者等が引き取った排出家電の再商品化等を実施することになるため、それに必要な費用を新たに負担することとなる。</p> <p>製造業者が新たに負担する費用の具体的な内容としては、追加品目に係る排出家電の指定引取場所での引取費用、引取場所からリサイクルプラントへの輸送費、液晶テレビ・プラズマテレビの構造・特性に応じて分解・部品選別等を行うための既存品目とは別個の処理ラインの新設などの設備投資や当該ラインに配置する作業員の人件費、システム運営費用、最終的にリサイクルを出来なかった残余物の埋立処分費用が発生する。</p>	<p>製造業者等の負担</p> <p>既存品目と構造上の類似性がなく既存の処理ラインを利用した処理を想定できないため、改正案に加え、さらに両品目の処理ラインを新設する等の費用が発生する。特にマッサージチェアについては、あまり金属の回収量が見込めないことから、ライン新設等のコスト負担に見合う効率的なリサイクルが困難であり、回収・リサイクル体制構築のコストも割高になると予想される。</p>
(行政費用)	<p>品目追加に伴って新たに製造業者等となる場合や設備の新設・指定引取場所の増設等を行う場合の認定（家電リサイクル法第23条、第24条）や追加品目の取扱いの状況についての立入検査等の執行のための費用の増加が考えられるが、これらは現行の業務の一環として十分に対応が可能と考えられる。</p>	
	<p>改正案で挙げた費用の項目について、改正案で要する費用に加え、さらなる対象品目（電子レンジ及びマッサージチェア）の追加に伴う費用が必要となり、改正案に比べ費用増となる。</p>	

	(その他の社会的費用)	特になし	特になし
規制の便益		<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>社会全体としては、現行よりも効率性を落とすことなく、更に廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用が実現されると考えられる。また製造業者等としては、対象品目の追加に伴い、再商品化等により得られる資源回収量が増加するため、それらの売却益の増加や自社での再利用が可能となる便益が発生する。</p>	<p style="text-align: center;">代替案の場合</p> <p>改正案と比較して、社会全体としての資源回収量や埋立て・焼却に係る環境面への影響に関する便益は一定大きくなると見込まれる。ただし、電子レンジ及びマッサージチェアについては、家電リサイクル法の仕組みに基づきリサイクルを実施することが適当な品目を指定する要件である経済性や小売業者による回収の円滑性等について現時点で満たしているとは認められないため、対象品目として追加した場合、改正案と比較して便益確保の効率性が劣り、総合的な便益としては改正案よりも劣るものと考えられる。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)		<p>改正案は、現在対象とされていない家庭用の機器の中から、改めて、家電リサイクル法の仕組みに基づきリサイクルを実施することが適当な品目を指定する上で必要となる経済性や小売業者による回収の円滑性等の要件を満たす品目について追加するものであり、社会全体としては、現行よりも更に資源の有効利用が実現すると考えられる。品目追加にあたっては、製造業者等や小売業者、中古品業者等への影響も予想されるが、現行における回収の実施体制の活用が可能な点等を踏まえれば、得られる便益との関係ではその影響は限定的である。</p> <p>一方、代替案においては、改正案よりも、対象品目が多く、より高い水準での再商品化を求めることとなることから、廃棄物の減量や資源の再利用の点からは改正案より優れるといえるが、追加される電子レンジ及びマッサージチェアに関しては、消費者からの回収が困難、あまり金属の回収が見込めない等の点から、再商品化等の実施に当たって非効率な面があることから、総合的にみれば、不経済になるおそれがある。</p> <p>以上のことから、社会全体としての便益、効率性など経済性等の面などを総合的に考慮すれば、改正案を選択することが妥当であると評価する。</p>	
有識者の見解その他の関連事項		<p>平成18年6月から平成19年12月にわたり、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合(以下、合同会合という。)を16回開催し、家電リサイクル制度の評価・見直しについての検討を行った。また、合同会合報告書における指摘を踏まえ、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度における品目追加等検討会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器の再商品化・適正処理に関する専門委員会にて、検討を行った。</p>	
レビューを行う時期又は条件		<p>改正案の施行後5年(平成26年度)を目途に、制度の施行状況について見直しを行う予定。</p>	
備考			

規制に係る事前評価書

法令の名称	特定家庭用機器再商品化法施行令
政策の名称	乾燥機能を有する電気洗濯機からのフロン類の回収・破壊
担当部局・評価者	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長 上田康治 電話番号:03-5501-3153 E-mail:hairi-recycle@env.go.jp 経済産業省商務情報政策局情報通信機器課環境リサイクル室長 河本健一 電話番号:03-3501-6944 E-mail:kaden-recycle@meti.go.jp
評価実施時期	平成20年10月22日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	乾燥機能を有する電気洗濯機の再商品化等を実施する際に、その内部で使われていたフロン類を適正に回収・破壊することを製造業者等に義務付けることで、温室効果ガスの大気中への排出量を抑制し、生活環境の保全に寄与する。
内容	家電リサイクル法は、生活環境の保全に資する事項であって、再商品化等の実施と一体的に行うことが特に必要かつ適切なものの実施を製造業者等に義務付けている(第18条)。当該事項については、対象品目の特性・性状に応じて定められるものであり、現行では、エアコン及び冷蔵庫・冷凍庫からのフロン類の回収・破壊が定められている。 近年、電気洗濯機の中で、乾燥機能を付加した種類の製品のうち代替フロンであるHFC(ハイドロフルオロカーボン)を冷媒として使用するヒートポンプを内蔵し乾燥機能を付加した種類の製品の製造・販売台数が増加していることから、その再商品化等の実施と一体的にフロン類の回収・破壊を行うことを義務付ける。
関連条項	第2条
必要性	平成9年の「京都議定書」の議決後、世界的な温室効果ガス削減の取組が行われ、平成13年6月、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律が制定されるなど、使用済みフロンの回収・破壊に対する内外の社会的要請が一段と高まってきた。 家電リサイクル法の対象品目については、再商品化等と一体的に行うことが必要な事項として、現行では、エアコン及び冷蔵庫・冷凍庫で冷媒として使われているフロン類及び冷蔵庫・冷凍庫で使用されている断熱材に含まれるフロン類について回収・破壊が義務付けられている(同法第18条、同法施行令第2条)ところである。 一方、近年、電気洗濯機の分野では、乾燥機能を付加した種類の製品のうち代替フロンを冷媒として使用するヒートポンプを内蔵し乾燥機能を付加した種類の製品の製造・販売台数が増加し、シェアを拡大している状況である。この種類の電気洗濯機に用いられている代替フロンについては、現にエアコンや冷蔵庫・冷凍庫からの回収が義務付けられているものと変わらないことから、生活環境の保全を図るため、今後、回収・破壊を同様に義務付けることが適当である。
費用	

	<p>遵守費用</p>	<p>製造業者等の負担 電気洗濯機に使われているフロン類の適正な回収・破壊の義務付けに伴い、新たに電気洗濯機の処理ラインにフロン類の回収設備を導入する費用や、破壊処理を行う費用が発生する。ただし、対象となる製品は平成19年度の出荷台数ベースで約30万台であり、追加的に必要となる回収設備はその対応に必要な範囲で導入することとなることから、エアコンや冷蔵庫・冷凍庫からの回収に要する負担と比較して限定的であると想定される。</p> <p>国民(消費者)・社会の負担 電気洗濯機に使われているフロン類の適正な回収・破壊の義務付けにより、間接的な影響として、製造業者等における設備投資等に必要な費用の分が再商品化等料金へ転嫁される可能性も考えられるが、平成16年から冷蔵庫・冷凍庫に使用された断熱材に含まれるフロン類の回収・破壊が義務付けられた際も、製造業者等の努力により再商品化料金の引上げはなかったことを踏まえると、直ちにそうした状況が生じることは現時点では想定しがたい。</p>
	<p>行政費用</p>	<p>特になし</p>
	<p>その他の費用</p>	<p>特になし</p>
<p>便 益</p>	<p>温室効果ガスの大気中への排出量が抑制され、社会全体として、生活環境の保全に寄与する。</p>	

<p>想定される代替案</p>			
<p>代替案</p>	<p>従来から対象品目となっていた電気洗濯機について、再商品化時に併せてフロン類を回収し破壊することを義務づける規制については、HFCの排出削減が国際的な協約である京都議定書でも謳われ、国内のフロン回収破壊法や使用済自動車の再資源化等に関する法律でも回収・破壊が義務付けられているなど強い社会要請があり、将来の社会環境の保全に寄与する内容であることから妥当な内容であるとして、今回、代替案は設定せず、比較の対象としない。</p>		
	<p>費 用</p>		
	<p>遵守費用</p>		
	<p>行政費用</p>		
<p>その他の費用</p>			
<p>便 益</p>			

<p>政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)</p> <p>現行の家電リサイクル法では既に、エアコン及び冷蔵庫・冷凍庫において同内容が義務づけられていること、また、HFCの排出抑制については国際的な協約である京都議定書で謳われ、国内のフロン回収破壊法や自動車リサイクル法などでも回収・破壊が義務付けられるなど強い社会要請が認められること等から、妥当である。</p>
--

<p>有識者の見解その他の関連事項</p> <p>平成18年6月から平成19年12月にわたり、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合(以下、合同会合という。)を16回開催し、家電リサイクル制度の評価・見直しについての検討を行った。また、合同会合報告書における指摘を踏まえ、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル</p>
--

小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度における品目追加等検討会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器の再商品化・適正処理に関する専門委員会にて、検討を行った。

レビューを行う時期又は条件

改正案の施行後5年(平成26年度)を目途に、制度の施行状況について見直しを行う予定。

備 考

規制に係る事前評価書（要旨）

【特定家庭用機器再商品化法施行令】

規制の内容	乾燥機能を有する電気洗濯機からのフロン類の回収・破壊	
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 電話番号：03-5501-3153 E-mail：hairi-recycle@env.go.jp	
評価実施時期	平成20年10月22日	
規制の目的、内容及び必要性等	家電リサイクル法は、生活環境の保全に資する事項であって、再商品化等の実施と一体的に行うことが特に必要かつ適切なものの実施を製造業者等に義務付けている（第18条）。当該事項については、対象品目の特性・性状に応じて定められるものであり、現行では、エアコン及び冷蔵庫・冷凍庫からのフロン類の回収・破壊が定められている。 近年、電気洗濯機の中で、乾燥機能を付加した種類の製品のうち代替フロンであるHFC（ハイドロフルオロカーボン）を冷媒として使用するヒートポンプを内蔵し乾燥機能を付加した種類の製品の製造・販売台数が増加していることから、その再商品化等の実施と一体的にフロン類の回収・破壊を行うことを義務付ける。	
	関連条項	第2条
想定される代替案	従来から対象品目となっていた電気洗濯機について、再商品化時に併せてフロン類を回収し破壊することを義務づける規制については、HFCの排出削減が国際的な協約である京都議定書でも謳われ、国内のフロン回収破壊法や使用済自動車の再資源化等に関する法律でも回収・破壊が義務付けられているなど強い社会要請があり、将来の社会環境の保全に寄与する内容であることから妥当な内容であるとして、今回、代替案は設定せず、比較の対象としない。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
	(遵守費用)	
	(行政費用)	
	(その他の社会的費用)	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合

	温室効果ガスの大気中への排出量が抑制され、社会全体として、生活環境の保全に寄与する。	-
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	現行の家電リサイクル法では既に、エアコン及び冷蔵庫・冷凍庫において同内容が義務づけられていること、また、HFCの排出抑制については国際的な協約である京都議定書で謳われ、国内のフロン回収破壊法や自動車リサイクル法などでも回収・破壊が義務付けられるなど強い社会要請が認められること等から、妥当である。	
有識者の見解その他の関連事項	平成18年6月から平成19年12月にわたり、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合(以下、合同会合という。)を16回開催し、家電リサイクル制度の評価・見直しについての検討を行った。また、合同会合報告書における指摘を踏まえ、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度における品目追加等検討会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器の再商品化・適正処理に関する専門委員会にて、検討を行った。	
レビューを行う時期又は条件	改正案の施行後5年(平成26年度)を目途に、制度の施行状況について見直しを行う予定。	
備考		

規制に係る事前評価書

法令の名称	特定家庭用機器再商品化法施行令
政策の名称	再商品化等基準の引上げ・新設
担当部局・評価者	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長 上田康治 電話番号:03-5501-3153 E-mail:hairi-recycle@env.go.jp 経済産業省商務情報政策局情報通信機器課環境リサイクル室長 河本健一 電話番号:03-3501-6944 E-mail:kaden-recycle@meti.go.jp
評価実施時期	平成20年10月22日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	再商品化等に係る基準について、既存の対象品目については引上げ、今回追加する品目については新設することによって、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用をより一層推進する。
内容	<p>現行の家電リサイクル法の対象品目について製造業者等に課せられている再商品化等基準は、法施行前の生活環境審議会において、実現可能で妥当な水準をもって設定することが適当とされたことを踏まえ、各品目の平均的な組成等に基づく計算方式により、それぞれ、エアコン60%、ブラウン管テレビ55%、冷蔵庫・冷凍庫50%、洗濯機50%と設定されている。今般、これらの既存品目に係る再商品化等基準の引上げと、追加される品目に係る再商品化等基準の新設を次のとおり実施する方向にて改正を行う。</p> <p>エアコン :60% 70% 冷蔵庫・冷凍庫 :50% 60% 洗濯機・衣類乾燥機 :50% 65% (衣類乾燥機は新設) 液晶テレビ・プラズマテレビ:50% (新設)</p>
関連条項	第3条
必要性	<p>再商品化等基準は、製造業者等が行う再商品化等について最低限達成すべき基準であるところ、現行の基準については、その算定根拠として、鉄、アルミ、銅及びこれらの化合物を原材料とする部材又は素材、テレビのガラス類及びプリント基板中の金属類が盛り込まれ、またそれぞれの素材の回収効率を80%と見込んでいる。</p> <p>他方、再商品化等の実績(再商品化率)については、家電リサイクル法の施行以降、基準を大幅に上回りつつ概ね上昇している。その要因としては、製造業者等のリサイクル技術の開発による金属の回収率向上やプラスチックの再商品化等の進展のほか、資源価格の高騰等の外的な要因もあげられる。</p> <p>こうした家電リサイクルを巡る法施行当時の環境変化を踏まえ、再商品化等基準の算定根拠に中・高品質の再商品化が可能なプラスチックを盛り込むほか、現行の素材の回収効率を踏まえて金属の回収効率を95%と見込む等により、現行の技術水準にかんがみ妥当な範囲で再商品化等基準を引き上げるとともに、新たに対象品目に追加される液晶テレビ・プラズマテレビ及び衣類乾燥機について、再商品化等基準を新設する必要がある。</p>
費用	

	<p>遵守費用</p>	<p>製造業者等の負担 改正案では、最低限達成すべき水準としての再商品化等基準を上げているが、その上げの程度は、例えば新たに算出根拠に追加するプラスチックについて、資源価格の変化があっても当面安定的に再商品化等が可能と想定される中、高品質のプラスチックを対象とするなど、現状の水準を踏まえて設定しており、実績としては既に基準を満たしていることから、改正案の基準引上げにより直ちに大きな負担が生じるものではないと考えられる。</p> <p>国民(消費者)・社会の負担 再商品化等基準の引上げによって製造業者に大きな設備投資等が必要となる場合には、間接的な影響として、その費用が再商品化料金等へ転嫁される可能性も考えられるが、上述したように、引上げの程度は現状の技術水準を踏まえて設定し、実績としては既に基準は達成しており、大きな対応は発生しないと予想されることから、直ちにそうした状況が生じることは現時点では想定しがたい。</p>
	<p>行政費用</p>	<p>特になし</p>
	<p>その他の費用</p>	<p>特になし</p>
<p>便 益</p>	<p>社会全体として、現行よりも効率性を落とすことなく、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の一層の推進を実現できると考えられる。</p>	

<p>想定される代替案</p>		
<p>それぞれの品目における分離・リサイクルが容易なプラスチックの回収効率について、改正案より高い再商品化等基準(5～25%上乘せ)を設定する。</p>		
<p>代替案</p>	<p>費 用</p>	
	<p>遵守費用</p>	<p>製造業者等の負担 家電リサイクル法の施行以降、技術面からもプラスチックのリサイクルは進展しているものの、再商品化等が資源相場の変動という製造業者等の関与しがたい外部要因によって達成率が大きく左右される性格であるにもかかわらずこのように高い水準の達成が求められるとなると、製造業者等において、外部要因の変化によらず基準を達成するための手解体工程の徹底的な増加による人件費の負担や相当に高性能な設備の導入が不可欠であるといえ、追加的な負担は極めて重いと想定される。</p> <p>国民(消費者)・社会の負担 製造業者等において外部要因の変化によらず基準を達成するための新たな設備投資等が不可欠となると予想される。その間接的な影響として、それら費用が再商品化等料金へ転嫁される可能性は改正案よりも高いといえる。</p>
	<p>行政費用</p>	<p>特になし</p>
	<p>その他の費用</p>	<p>特になし</p>
<p>便 益</p>	<p>改正案よりも高い水準の達成を求めているため、現状の再商品化の実績を上回ることができた部分については、プラスチックの資源回収量としては増加し、それに伴って売却益や自社への活用などの便益の増加が見込まれる一方、再商品化等の達成率が資源相場の変動という製造業者等の関与しがたい外部要因によって大きく左右されることを踏まえれば、製造業者等において、外部要因の変化によらず基準を達成するための手解体工程の徹底的な増加による人件費の負担や相当に高性能な設備の導入が不可欠となって、得られる便益を減じるおそれがある。</p>	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

改正案における再商品化等基準の引上げの程度は現行の技術水準等を踏まえた妥当な範囲での設定となっており、製造業者等が既に基準を満たしていることも踏まえると、改正案による影響は限定的である。一方、代替案においては、再商品化等の達成率が資源相場の変動という製造業者等の関与しがたい外部要因によって大きく左右されることを踏まえれば、製造業者等において、外部要因の変化によらず基準を達成するための手解体工程の徹底的な増加による人件費の負担や相当に高性能な設備の導入が必須になるなど追加的な費用負担の発生が想定され、得られる便益以上に費用等の増加が見込まれることから、総合的にみれば、不経済になるおそれがある。

以上のことから、社会全体としての便益、効率性など経済性等の面などを総合的に考慮すれば、改正案を選択することが妥当であると評価する。

有識者の見解その他の関連事項

平成18年6月から平成19年12月にわたり、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 合同会合(以下、合同会合という。)を16回開催し、家電リサイクル制度の評価・見直しについての検討を行った。また、合同会合報告書における指摘を踏まえ、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度における品目追加等検討会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器の再商品化・適正処理に関する専門委員会にて、検討を行った。

レビューを行う時期又は条件

改正案の施行後5年(平成26年度)を目途に、制度の施行状況について見直しを行う予定。

備 考

規制に係る事前評価書（要旨）

【特定家庭用機器再商品化法施行令】

規制の内容	再商品化等基準の引上げ・新設	
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 電話番号：03-5501-3153 E-mail：hairi-recycle@env.go.jp	
評価実施時期	平成20年10月22日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現行の家電リサイクル法の対象品目について製造業者等に課せられている再商品化等基準は、法施行前の生活環境審議会において、実現可能で妥当な水準をもって設定することが適当とされたことを踏まえ、各品目の平均的な組成等に基づく計算方式により、それぞれ、エアコン60%、ブラウン管テレビ55%、冷蔵庫・冷凍庫50%、洗濯機50%と設定されている。今般、これらの既存品目に係る再商品化等基準の引上げと、追加される品目に係る再商品化等基準の新設を次のとおり実施する方向にて改正を行う。</p> <p>エアコン : 60% 70% 冷蔵庫・冷凍庫 : 50% 60% 洗濯機・衣類乾燥機 : 50% 65%（衣類乾燥機は新設） 液晶テレビ・プラズマテレビ : 50%（新設）</p>	
	関連条項	第3条
想定される代替案	それぞれの品目における分離・リサイクルが容易なプラスチックの回収効率について、改正案より高い再商品化等基準（5～25%上乘せ）を設定する。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
（遵守費用）	<p>製造業者等の負担</p> <p>改正案では、最低限達成すべき水準としての再商品化等基準を引上げているが、その引上げの程度は、例えば新たに算出根拠に追加するプラスチックについて、資源価格の変化があっても当面安定的に再商品化等が可能と想定される中・高品質のプラスチックを対象とするなど、現状の水準を踏まえて設定しており、実績としては既に基準を満たしていることから、改正案の基準引上げにより直ちに大きな負担が生じるものではないと考えられる。</p>	<p>製造業者等の負担</p> <p>家電リサイクル法の施行以降、技術面からもプラスチックのリサイクルは進展しているものの、再商品化等が資源相場の変動という製造業者等の関与しがたい外部要因によって達成率が大きく左右される性格であるにもかかわらずこのように高い水準の達成が求められるとなると、製造業者等において、外部要因の変化によらず基準を達成するための手解体工程の徹底的な増加による人件費の負担や相当に高性能な設備の導入が不可欠であるといえ、追加的な負担は極めて重いと想定される。</p>
（行政費用）		
（その他の社会的費用）		

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>社会全体として、現行よりも効率性を落とすことなく、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の一層の推進を実現できると考えられる。</p>	<p>改正案よりも高い水準の達成を求めているため、現状の再商品化の実績を上回ることができた部分については、プラスチックの資源回収量としては増加し、それに伴って売却益や自社への活用などの便益の増加が見込まれる一方、再商品化等の達成率が資源相場の変動という製造業者等の関与しがたい外部要因によって大きく左右されることを踏まえれば、製造業者等において、外部要因の変化によらず基準を達成するための手解体工程の徹底的な増加による人件費の負担や相当に高性能な設備の導入が不可欠となって、得られる便益を減じるおそれがある。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>改正案における再商品化等基準の引上げの程度は現行の技術水準等を踏まえた妥当な範囲での設定となっており、製造業者等が既に基準を満たしていることも踏まえると、改正案による影響は限定的である。 一方、代替案においては、再商品化等の達成率が資源相場の変動という製造業者等の関与しがたい外部要因によって大きく左右されることを踏まえれば、製造業者等において、外部要因の変化によらず基準を達成するための手解体工程の徹底的な増加による人件費の負担や相当に高性能な設備の導入が必須になるなど追加的な費用負担の発生が想定され、得られる便益以上に費用等の増加が見込まれることから、総合的にみれば、不経済になるおそれがある。 以上のことから、社会全体としての便益、効率性など経済性等の面などを総合的に考慮すれば、改正案を選択することが妥当であると評価する。</p>	
<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>平成18年6月から平成19年12月にわたり、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合(以下、合同会合という。)を16回開催し、家電リサイクル制度の評価・見直しについての検討を行った。また、合同会合報告書における指摘を踏まえ、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度における品目追加等検討会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器の再商品化・適正処理に関する専門委員会にて、検討を行った。</p>	
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>改正案の施行後5年(平成26年度)を目途に、制度の施行状況について見直しを行う予定。</p>	
<p>備考</p>		